

人格のない社団又は財団に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被 相 続 人	
人格のない社団 又は財団の名称	
(法人整理番号)	()

第 1 表の付表 4 (平成 26 年分以降用)

1 遺贈により取得した財産の明細等

番号	種 類	細 目	利 用 区 分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量	単 価	価 額	
					固定資産税 評 価 額	倍 数		
1							円	
2								
3								
4								
5								
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合 計 額		①	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							②	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+復興特別法人税の額)	
円	円	円	

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の差引税額 (第 1 表の⑬の金額)	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑭×②÷①)	⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)	⑰ 限度額 (⑮の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算

⑱ 相続税の差引税額 (第 1 表の⑬の金額)	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)	⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)	(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の第 1 表の㉑欄に転記します。
円	円	円	

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。

2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。

なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。

3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。

(1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

(3) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。

(4) 「⑬」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。

4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。

5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。

「⑳」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「㉔」欄に転記します。